

令和4年度 神戸町健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、この法律により、地方公共団体は健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標）及び公営企業における資金不足比率を算定し、公表することになりました。

この指標の比率が早期健全化基準（経営健全化基準）を超えると、財政健全化計画の策定の義務付け等の自主的な改善努力による財政健全化を、さらに財政再生基準を超えると、財政再生計画の策定の義務付け等の国の関与による確実な再生を図ることになります。

令和4年度の神戸町の各指標は次のとおりです。

【健全化判断比率】

(単位：%)

区分	神戸町の令和4年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	15. 00	20. 00
② 連結実質赤字比率	—	20. 00	30. 00
③ 実質公債費比率	4. 1	25. 0	35. 0
④ 将来負担比率	35. 3	350. 0	

* 実質赤字及び連結実質赤字がない場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」を記載しています。

【公営企業の資金不足比率】

(単位：%)

会計の名称	神戸町の令和4年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20. 00	
公共下水道事業特別会計	—	20. 00	

* 各会計とも資金不足がない場合、資金不足比率は「—」を記載しています。

健全化判断比率等における用語説明について

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率の対象である一般会計等に加え、病院、上下水道などの公営企業会計等を含めた市町村全体の赤字や黒字を合算して指標化し、市町村全体としての財政運営の悪化の度合いを示す比率ともいえます。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
(3か年平均)

地方債の償還金及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率ともいえます。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

地方債現在高など一般会計等において将来支払う見込みの負担等が、現段階でどれだけあるのかを指標化し、将来財政運営を圧迫する可能性の度合いを示す比率ともいえます。

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示す比率ともいえます。